

ISSB公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及びSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」に関する質問への回答

質問 1—方法論の目的

本公開草案は、気候関連以外のSASBスタンダードの指標が法域固有の参照を含んでいる場合に、それらの国際的な適用可能性を向上させるように修正するための方法論の提案を記述している。

- (a) 意図している向上の範囲及び提案する方法論の目的は、第9段落目において明確に記述されているか。そうでない場合、その理由は何か。
- (b) 第9段落目に列挙している目的の制約（構成及び意図の維持、意思決定有用性並びに費用対効果）は適切か。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 提案する方法論において、他の目的又は制約を含めるべきか。その場合、どのような代替的又は追加的な目的又は制約を提案するか。これらは提案する方法論にどのように価値を付加することになるか。

回答

- ・ 気候関連以外の SASB スタンダードの指標が法域固有の参照を含んでいる場合に、それらの国際的な適用可能性の向上の範囲及び提供する方法論の目的や目的の制約等は明確に記述されており、その内容に賛成する。

質問2ー全体的な方法論

本公開草案は、SASBスタンダードの指標が法域固有の参照を含む場合に、それらの国際的な適用可能性を向上させるように修正するための方法論の提案を説明している。

(a) 提案する方法論がSASBスタンダードの指標の国際的な適用可能性を向上させることになることに同意するか。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

回答

- ・ 本公開草案において提案されている方法論のうち改訂アプローチ1、2、3についてはSASBスタンダードの指標の国際的な適用可能性を向上させることになることに同意する。
- ・ 一方で、改訂アプローチ4および5については、必ずしもSASBスタンダードの指標の国際的な適用可能性の向上に寄与するものではないと考えられるため、これらのアプローチの適用には慎重な検討が必要と考える(詳細は質問3に対する回答を参照されたい)

質問3－改訂アプローチ

本公開草案は、気候関連以外のSASBスタンダードの指標の国際的な適用可能性を向上させるための5つの改訂アプローチを説明している。当該方法論を用いて修正されるすべての開示トピック、指標及び技術的プロトコルは、これら5つの改訂アプローチを個別に又は組み合わせて適用する予定である。当該方法論は、改訂アプローチ1から始まっている。それは、参照するための関連性のある用語を定義するにあたり、国際的に認知されたフレームワーク及びガイダンスを用いる。

- (a) 法域固有の参照を国際的に認知されたフレームワーク及びガイダンス(もし識別された場合)に置き換えることを行動の最初の一步とすべきであることに同意するか。反対の場合、その理由は何か。
- (b) 改訂アプローチ1が実行可能でない場合、残りの4つの改訂アプローチを用いることでSASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させることになることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 特定の改訂アプローチ又はアプローチの組み合わせから生じる改訂後の指標が、適用の際に問題を生じさせる可能性があるか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (d) 異なる状況において提案する改訂アプローチのうちのどれを適用するのかを決定するための判断規準に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。規準に対してどのような変更を提案するか、また、その理由は何か。

回答

- ・ SASB スタンダードにおける法域固有の内容を国際的に認知されたフレームワーク及びガイダンスに置き換えることは、ISSB 基準がグローバルベースラインとして活用されるためには必要な対応であると認識しており、同意する。
- ・ 従来 SASB スタンダードは特定の法域での適用を意図したものであり、グローバルベースラインに転用するのは決して容易なことではないことから、ISSB 基準の趣旨・理念を損なわない範囲で、改訂アプローチ 1 が実行可能でない場合に他の改訂アプローチの適用を検討する必要性は理解する。ただし、改訂アプローチ 4 および 5 の適用に対しては、以下を踏まえると、慎重な検討が必要と考える。
 - 改訂アプローチ4は、本公開草案によれば、「開示トピックを不完全なものにすることなく、法域固有の参照に関連した指標を削除することができるかどうかを検討するもの」とされている。しかし、ある特定の指標が、当該アプローチに基づいて、開示トピックの不完全なものにすることがないと判断されるのであれば、当該指標の開示はそもそも要求されるべきではないと考える。加えて、当該指標の削除は本来的には改訂アプローチ1の適用前の段階で検討されるべき作業と考える。なぜならば、指標の削除可否は当該指標の有用性に基づいて検討されるべきであり、当該指標の国際的な参照への置き換え可能性に基づいて検討されるべきものではないからである。
 - 改訂アプローチ5は、本公開草案によれば、「改訂アプローチ4が提案された場合又は改訂アプローチ1から3を適用する際に下位指標が削除された場合には、次の選択肢は、類似した代替指標を起案することを検討するもの」とされている。これは、

SASB スタンダードに新たな指標を追加する結果となる可能性を示唆しており、SASB スタンダードの国際化という射程を逸脱するものであり、SASB スタンダードの国際化に向けた方法として適切ではないと考える。SASB スタンダードは将来において IFRS サステナビリティ開示基準における産業別要求事項に置き換えられるものと理解している。したがって、新たな指標は SASB スタンダードの国際化においてではなく、将来において IFRS サステナビリティ開示基準における産業別要求事項の開発時に検討されるべきと考える。

- ・ 適用する改訂アプローチの決定に当たる判断基準については、本公開草案の内容に賛成する。

質問4－SASB スタンダード・タクソミ・アップデートの目的
<p>本公開草案は、SASBスタンダードの修正をSASBスタンダード・タクソミに反映するようなアップデートを実施するためのアプローチ案を記述している。</p> <p>(a) SASBスタンダードの修正をSASBスタンダード・タクソミに反映するようなアップデートを実施するための方法論の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替的なアプローチを提案するか、また、その理由は何か。</p>
回答
<ul style="list-style-type: none">・ SASB スタンダードの修正を SASB スタンダード・タクソミに反映するための方法論について、本公草案の提案に同意する。

質問5ー将来の SASB スタンダードの改善

本公開草案は、SASBスタンダードの指標が法域固有の参照を含む場合に、それらの国際的な適用可能性を向上させるために提案する方法論に従って当該指標を修正するという、狭い範囲の作業の最初のフェーズに具体的に焦点を当てている。その後のフェーズでは、ISSBは、意思決定有用性を改善し、作成者にとっての費用対効果のバランスを取り、国際的な関連性を確保するための、SASBスタンダードのさらなる改善を検討する予定である。

(a) IFRSS1号の適用を支援するためにSASBスタンダードを精緻化するという、ISSBの将来の作業の指針とするために、どのような他の方法、検討事項又は具体的な修正が有用であるか。それらが有用である理由は何か。

(b) SASBスタンダードの将来の改善を計画するにあたり、ISSBが検討すべき具体的なコメント又は提案はあるか。

回答

- ・ 昨年の S1、S2 基準への声を踏まえ、特定の法域向けに策定された SASB スタンダードをグローバルに受け入れられるよう見直しをご検討頂いた点は感謝申し上げます。ISSB の基本方針については歓迎する。
- ・ 一方で、SASB スタンダードの国際的な適用可能性の向上にあたっては、本公開草案が射程としている気候関連以外の SASB スタンダードの指標に関する国際的な適用可能性の向上に向けた対応だけでは不十分であり、例えば SASB スタンダードで採用されている産業分類システム(Sustainable Industry Classification System: SICS)に対するグローバルなコンセンサスは形成されておらず、必ずしもあらゆる国・法域で受け入れられているものではない点などの問題が残っている。本公開草案では、SICS を見直すためのプロセスが含まれていないが、ISSB は、将来において IFRS サステナビリティ開示基準における産業別要求事項を開発する際には、産業分類を国際化するためのプロセスおよび方法論についても検討し、当該プロセス及び方法論を市中協議に付すべきと考える。加えて、ISSB は、今後、当該産業別要求事項の中で開示を求める個別指標を開発する際は、国・法域による違いがあることを認識頂きながら、各国・法域での適用についてもご配慮頂くとともに、各指標の開示要求に対する妥当性検証が可能となるよう、各指標の開示目的を明確に示すことが必要と考える。
- ・ また、国際的に適用可能なフレームワークや基準、定義等に関する動向を継続的に確認いただいたうえで、改訂アプローチ 1 以外のアプローチを採用した項目について、より上位の改訂アプローチを適用可能になった場合には、適宜 SASB スタンダードを見直すことが有用だと考えられる。
- ・ なお、企業が IFRSS1 号を適用し、サステナビリティ関連のリスクと機会の識別および開示の作成を行う際に、具体的な基準が存在しない場合には、SASB スタンダードを考慮することが求められることから、ISSB がトピック別の基準を開発する際には、改定後の SASB スタンダードとの整合性を十分に考慮していただくことが、グローバルベースラインである基準

を策定する ISSB のミッションの観点から望ましい。そうすることで、ISSB が新たな基準を開発した際に、サステナビリティ関連財務情報を作成するプロセスや開示項目等を企業が調整するために必要な負担を減少させることができると考えられる。

以上